

排水規制

※排水基準の詳細については資料編を参照

水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設(特定施設)を設置する工場・事業場(特定事業場)から公共用水域へ排出される排出水に対して排水基準が定められています。

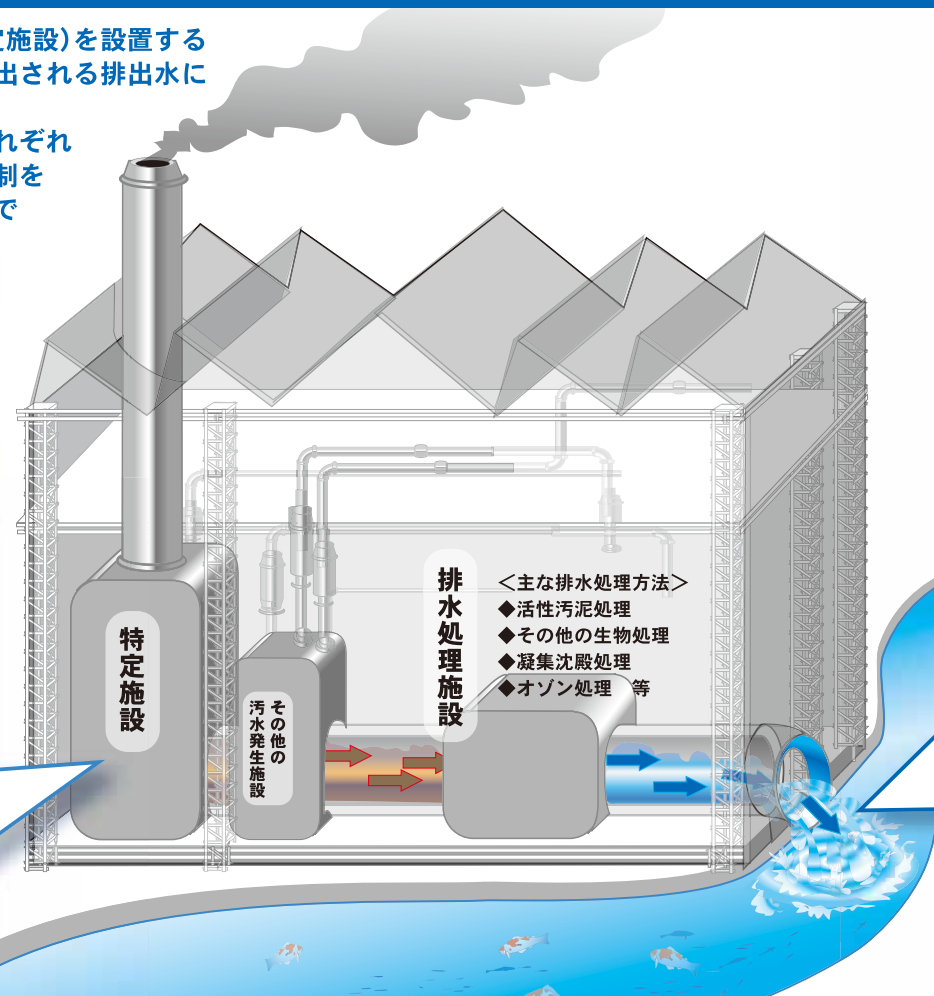
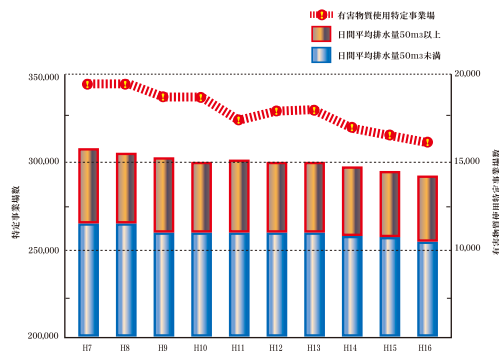
この排水基準は、健康項目と生活環境項目のそれぞれごとに一定の濃度で示されていて、これらの規制を受ける特定事業場の数は、平成16年度末現在で約29万事業場にのぼります。

特定事業場

★有害物質使用特定事業場とは？

カドミウムやシアンなどの有害物質を製造、使用、処理する特定施設を設置する工場・事業場をいいます。

■特定事業場(有害物質使用特定事業場)数の推移



■一律排水基準

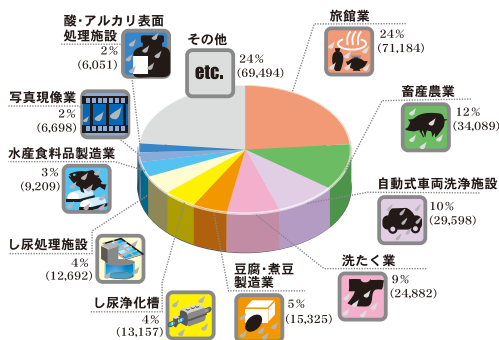
国が定める一律排水基準には、健康項目としてカドミウム、シアンなど27項目、生活環境項目として水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)など15項目が設定されています。なお、生活環境項目については、日平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されます。

■都道府県上乗せ排水基準等

汚濁発生源が集中する水域では、一律排水基準によって環境基準を達成することが困難になる場合もあります。このような水域では、都道府県が条例により一律排水基準よりも厳しい基準を定めることができるようになっていて、この上乗せ排水基準は、全国の都道府県において地域の実態に応じて定められています。()内の数値は日間平均値

水質項目	A県		全国一律 (mg/l)
	A水域 (mg/l)	B水域 (mg/l)	
カドミウム及びその化合物	検出されないこと	/	0.1
シアン化合物	検出されないこと	/	1
有機燐化合物	検出されないこと	0.2	1
鉛及びその化合物	0.05	/	0.1
六価クロム化合物	0.05	/	0.5
砒素及びその化合物	0.01	/	0.1
ふっ素及びその化合物	0.8	/	8 (海域以外)
BOD	15 (10)	25 (20)	160 (120)
COD	15 (10)	25 (20)	160 (120)
SS	30 (20)	70 (40)	200 (150)
フェノール類含有量	0.005	0.5	5
銅含有量	1	1	3
亜鉛含有量	1	1	5
溶解性鉄含有量	0.3	3	10
溶解性マンガン含有量	0.3	1	10
クロム含有量	0.1	/	2
ニッケル	0.3	1	/

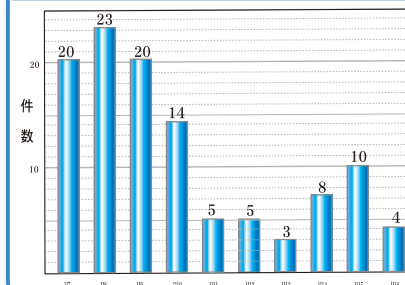
■特定事業場の上位10業種(特定施設)



■排出水の排出の制限

水質汚濁防止法第12条第1項では、事業者は排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならないとされています。これに違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

■排水基準違反数の推移



■排水規制のしくみ

